

# 福岡県公報

令和6年3月1日  
第 475 号

## 目次

### 告 示 (第112号 - 第121号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○廃川敷地等の発生	(河川管理課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○区域変更告示の訂正	(道路維持課)	4

### 公 告

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について	(建築指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(がん感染症疾病対策課)	8
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

### 教育委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県教育委員会の所管する行政手続等	(教育庁総務企画課)	11
○福岡県指定有形文化財の指定解除	(教育庁文化財保護課)	11
○福岡県指定有形文化財の一部指定解除	(教育庁文化財保護課)	11

### 海区漁業調整委員会

○一本釣りに使用する集魚灯の制限	(漁業管理課)	12
○小型定置網の保護区域に係る漁業調整委員会指示案の意見募集	(漁業管理課)	12
○定置網の保護区域に係る漁業調整委員会指示案の意見募集	(漁業管理課)	13

## 告 示

### 福岡県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項

の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路を変更（筑豊広域都市計画道路 3・4・43-4号 シカヤ飯塚牟田線、3・4・43-5号 山測笹尾線の変更）

**福岡県告示第113号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路を変更（筑豊広域都市計画道路 3・5・36-13号 中泉駅前線の変更）

**福岡県告示第114号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路を変更（筑豊広域都市計画道路 3・4・36-7号 境口鴨生田線、3・5・36-9号 山部御館山線の変更）

**福岡県告示第115号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
嘉麻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、嘉麻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第116号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
-------	-----	------

地方独立行政法人芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町大字山鹿283番地 7	令和6年3月1日から 令和9年2月28日まで
医療法人清和会長田病院	柳川市下宮永町523番地 1	
地方独立行政法人福岡市立病院 機構福岡市立こども病院	福岡市東区香椎照葉五丁目 1 番 1 号	令和6年3月9日から 令和9年3月8日まで
医療法人社団水北会水北第一病院	遠賀郡水巻町吉田西三丁目13番 13号	

**福岡県告示第117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
田 川 県 道	県 道	今任原 伊 田 線	前	田川郡大任町大字 今任原2463番1先 から 田川市大字伊田 4539番5先まで	6.0 ～ 34.0	3576.9	うち主要地方道 田川桑野線重用 延長430.2メー トル及び国道 322号重用延長 335.8メートル
			前	田川市大字伊田 3562番4先から 田川市大字伊田 4540番2先まで	18.4 ～ 52.5	300.5	
			後	田川郡大任町大字 今任原3093番先か ら 田川市大字伊田 4539番5先まで	6.0 ～ 34.0	3908.7	うち主要地方道 田川桑野線重用 延長430.2メー トル及び国道 322号重用延長 335.8メートル 及び主要地方道 八女香春線重用 延長331.8メー トル

			後	田川郡大任町大字 今任原3093番先か ら 田川市大字伊田 4540番2先まで	16.2 ～ 52.5	2486.1	
--	--	--	---	---	-------------------	--------	--

**福岡県告示第118号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所に備えて縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称  
筑後川水系長延川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和6年3月1日
- 廃川敷地等の位置  
八女郡広川町大字新代字下相川538番6地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地  
3.55㎡

**福岡県告示第119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	国 道	200号	前	直方市大字感田1941番 1 先から 直方市大字感田1928番 5 先まで	13.0 ～ 39.7	59.0
			後	直方市大字感田1941番 1 先から 直方市大字感田1928番 5 先まで	13.0 ～ 15.0	59.0

**福岡県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	211号	嘉麻市牛隈213番 3 先から 嘉麻市牛隈285番 3 先まで

**福岡県告示第121号**

道路の区域の変更（令和5年4月福岡県告示第255号）において、区間に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	八 女 香 春 線	前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	7.0 ～ 33.0	862.3
			前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	6.4 ～ 35.6	766.5
			前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	6.4 ～ 35.6	765.2
			前	朝倉市杷木赤谷819番 2 先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	7.5 ～ 33.0	439.0
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	6.4 ～ 35.6	765.2
			後	朝倉市杷木赤谷819番 2 先から 朝倉市杷木赤谷861番 1 先まで	7.5 ～ 33.0	299.0

**公 告**

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和6年1月29日福岡市告示第31号）

**公告**

令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規

定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和6年7月7日現在、木造建築士試験にあつては令和6年7月28日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を7年以上有する者

## 2 試験

### (1) 方法

- ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。
- ウ 設計製図の試験は、学科の試験に合格しなければ受験することができない。なお、令和2年以降の学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）のうち、学科の試験の合格年から令和5年までの設計製図の試験の受験回数が2回（欠席は受験回数に含まれない。）以内の者は、本人の申請により、本年試験の学科の試験が免除される。

### (2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日	時	場	所
-------	---	---	---	---

学科の試験	令和6年7月7日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市東区和白東3-30-1 福岡工業大学
設計製図の試験	令和6年9月15日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所

### イ 木造建築士試験

試験の区分	日	時	場	所
学科の試験	令和6年7月28日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分		福岡市早良区西新6-2-92 西南学院大学	
設計製図の試験	令和6年10月13日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分		福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学	

## 3 受験の申込手続

原則としてインターネットによる受験申込のみとする。詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。

受付期間
令和6年4月1日（月曜日）午前10時00分～同月15日（月曜日）午後4時00分

インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、別途受付方法を案内するので、令和6年4月8日（月曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3033-3822）まで問い合わせること。

## 4 合格者の発表

二級建築士試験及び木造建築士試験における学科の試験の合格者は令和6年8月26日（月曜日）頃、最終合格者は同年12月5日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

## 5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話050-3033-3822）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支

部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）  
に対して行うこと。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市池田字川原田346番2、348番、349番、350番1から350番3まで、351番から  
353番まで、354番1、354番2、355番、356番、357番1から357番3まで、359番1から  
359番3まで、839番3、839番4及び1519番、波多江字柵35番1、37番1、37番2、39  
番、40番、41番1、41番2、42番1から42番3まで、43番1、44番1、45番1、45番  
2、1303番2から1303番4まで、1505番1から1505番3まで1506番2及び1506番3、  
1302番2並びに高田一丁目1503番2及び1503番3

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市波多江字中川原100

九星飲料工業株式会社

代表取締役社長 仲原 孝志

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市片縄北八丁目710番1及び710番19から710番53まで

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区吉塚本町13番109号

J R九州住宅株式会社

代表取締役 島野 英明

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36  
条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町志免四丁目1302番4から1302番8まで、1309番1から1309番10まで、  
1327番2及び1327番5並びにこれら区域内の水路である町有地の一部

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目2番22号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模  
小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振  
興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 届出年月日

令和6年2月5日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ日の出町店

(2) 所在地 春日市日の出町五丁目47番1外

#### 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年10月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,280平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	30
建物敷地北東側	14
合計	44

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物南東側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北東側	35

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内北側	7.34

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南東側、建物敷地北東側駐車場南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 古賀花見東店舗計画

(2) 所在地 古賀市花見東四丁目1923番1外

2 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

来店車両の誘導策及び交通対策として、繁忙期等に新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載して情報提供を行うとともに、出入口付近には交通整理員を配置して周辺地域に混雑が生じないよう誘導するとしているが、直近交差点（花見北）では、既に混雑が常態化しており、国道495号線は絶え間なく車両が通過しており、現在工事中の工事車両等の左折出庫は、交通整理員が通行車両運転手の協力を得て割り込ませている。地元説明会資料の交通流動図における来店は左折入庫としているが、花見北交差点での混雑により福津方面からの信号機右折・市道花見佐谷線からの直進による左折入庫は、交通信号制御の変更が必要。退店経路においても同様で、特に出入口2の右折は、旧店舗プラムガーデン時は、当該交差点混雑によりきわめて困難であった。左折は花見小学校等の通学路に加えて狭隘な生活道路で、危険なうえ交通渋滞が予測される。（花見小学校登下校通学時間帯の過去・現況及び予測）

以上の現況等の予測から入退店混雑（困難）解消には駐車場の分散確保が必要と考察される。附近の民間店舗来店者駐車場の利用状況から、借り上げ駐車場等の検討の余地がある。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

当該店舗の入退店には、近接花見小学校の通学路となっている花見北交差点、東花見交差点及び海側の点滅交差点の混雑が予測され、登校時間（7時30分から8時30分）下校時間（通常14時55分から16時）に交通整理員を配置して周辺地域の安全確保を要望する。

**公告**

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案及び「不利益処分」に係る処分基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

**公告**

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案及び「不利益処分」に係る処分基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置きます。

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（重力測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域

実 施 期 間



福岡県福岡市	令和6年2月13日から 令和6年3月31日まで
--------	----------------------------

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、粕屋町長者原西土地区画整理準備組合代表から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（3級基準点・水準測量、4級基準点）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
粕屋町長者原西、内橋東、内橋西、戸原西の一部	令和6年2月13日から 令和6年5月31日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（用地測量）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

福岡市博多区	令和6年2月5日から 令和6年7月19日まで
--------	---------------------------

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量（2点））

#### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区守恒一丁目ほか	令和6年2月6日から 令和6年3月31日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
糸島市泊字カヘタの一部	令和6年3月4日から 令和6年5月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（4級基準点、4級水準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
三潞郡大木町大字笹測	令和5年12月18日から 令和6年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和6年1月24日から 令和6年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡築上町大字寒田の一部	令和6年2月6日から 令和6年3月29日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市多田字高岸249番1及び249番3から249番7まで並びに字長浦330番13から330番22まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
飯塚市枝国495番地1  
有限会社セルフ・サポート  
代表取締役 吉川 武秀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市津屋崎二丁目330番1から330番21まで、331番1から331番9まで及び333番1から333番11まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区和白二丁目5番5号

株式会社オイコス

代表取締役 小川 瑠美

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字手鎌字江向362番1、362番3から362番34まで、369番1及び369番5から369番9まで並びにこれら区域内の道路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市長田町32番地の1

三池生コンクリート工業株式会社

代表取締役 本田 浩一

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市西福岡一丁目3727番34から3727番55まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号

第一ホーム株式会社

代表取締役 津村 昭宏

## 教育委員会

## 福岡県教育委員会告示第1号

福岡県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県教育委員会規則第2号）において例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように公示する。

令和6年3月1日

福岡県教育委員会

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続きを定める件（昭和62年9月29日総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第1号）	第1項	令和6年3月1日	特定公益信託の証明申請
所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続きを定める件（昭和62年9月29日総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省告示第1号）	第3項	令和6年3月1日	特定公益信託の認定申請

## 福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第3項の規定により、次のように福岡県指定有形文化財の指定が解除されたので告示する。

令和6年3月1日

福岡県教育委員会

名 称	指定告示	指定解除年月日
-----	------	---------

桜井神社本殿・拝殿・楼門	昭和52年福岡県教育委員会告示第1号 平成9年福岡県教育委員会告示第91号	令和5年9月25日
--------------	--	-----------

### 福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第5条第3項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財のうち、同表中欄に掲げる文化財の指定が解除され、名称等についての記載事項を同表右欄のように改める。

令和6年3月1日

福岡県教育委員会

左欄		中欄		右欄					
名称	関係告示		指定解除年月日	名称	員数	構造形式	所有者	所有者住所	所在地
高祖神社 本殿・ 拝殿	平成24年 福岡県教育委員会 告示第4号 令和2年 福岡県教育委員会 告示第5号	本殿 附 棟札 6枚（天 文十年、 元龜三年 、寛文二 年、安永 六年、文 政五年、 文久三年 ）	令和5年 9月25日	高祖 神社 拝殿	1棟	拝殿 正面三間、側面三間、一 重、入母屋造、棧瓦葺一 部本瓦葺、正面石段付属 石造明神鳥居 1基 元 禄六年刻銘 鳥居正面石段 1基 両 側袖石張 棟札7枚 明治十四年、 明治三十三年 、大正七年、 昭和十二年、 昭和四十一年 、昭和四十三年、昭和 五十七年 板札3枚 昭和五十七年 、昭和五十八 ～五十九年、 昭和六十一～ 六十二年	宗教法 人 高祖神 社	糸島市 高祖 1240番 地	糸島市 高祖 1240番 地

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第208号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、

試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和6年3月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

- 指示の対象  
一本釣りをを行う船舶
- 指示の適用海域
  - A海域  
次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島鳥帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。
    - 山口県下関市蓋井島の北端
    - 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点
    - 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台
  - B海域  
A海域を除く海域。
- 指示の内容  
集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。
  - A海域において、LED灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。
  - B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。
    - 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。
    - ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。
    - 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。
  - B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

## 4 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

---

**公告**

筑前海区漁業調整委員会指示の改廃案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年3月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

## 1 意見募集期間

令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

---

**公告**

筑前海区漁業調整委員会指示案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年3月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

## 1 意見募集期間

令和6年3月1日から令和6年4月1日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。